

## 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業について

### 1 概要

消費税が引上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、臨時・特別の措置として、児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親に対して給付を行う。

### 2 事業内容

#### (1) 対象者

- ①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母
- ②基準日において、これまでに婚姻（婚姻の届出をしたもの。）をしたことがない者
- ③基準日において、事実婚をしていない者または事実婚の相手方の生死が明らかでない者

#### (2) 基準日

令和元年10月31日

#### (3) 支給額

17,500円

#### (4) 対象者見込数

234人

#### (5) 申請期間

令和元年9月2日（月）～令和2年2月3日（月）

※対象者には8月末に申請書用紙を発送、1月の支払いに間に合うように令和元年12月6日（金）を申請書提出期限とし通知する。

#### (6) 支給時期

児童扶養手当1月定時払いと同時期に支払う。

### 3 周知方法

- ・児童扶養手当現況届送付時にチラシ同封（7月末）
- ・広報しながわ7月21日号および9月1日号に掲載
- ・ホームページ掲載（8月末）
- ・窓口個別案内、チラシ配付 等

※配付用チラシは別紙のとおり

# 給付金のお知らせ

## 未婚の児童扶養手当受給者の方に、給付金が支給されます！

### 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

児童扶養手当の受給者のうち、**未婚のひとり親**の方に対し、令和元（平成31）年度に臨時・特別の措置として、給付金を支給します。

**支給額** 17,500円

**申請期間** 令和元年9月2日（月）～12月6日（金）

**支給時期** 原則として、令和2年1月に支給

### 支給要件

#### ● 支給対象者

次のすべての要件を満たす方が対象です。

- ①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母（児童扶養手当現況届の提出必須）
- ②基準日（令和元年10月31日）において、これまでに婚姻（法律婚）をしたことがない方
- ③基準日（令和元年10月31日）において、事実婚をしていない方または事実婚の相手方の生死が明らかでない方

#### 〈支給対象者 イメージ〉

婚姻（法律婚）をしたこと  
がある

児童扶養手当の受給者

児童扶養手当の  
支給を受ける

（離婚・死別）

婚姻（法律婚）をしたこと  
がない

（未婚）

給付金の  
対象者

児童扶養手当の  
支給を受けない

〔 前年所得が、児童扶養手当の所得制限  
限度額以上である方等 〕

### 給付金の支給手続き（今後の予定）



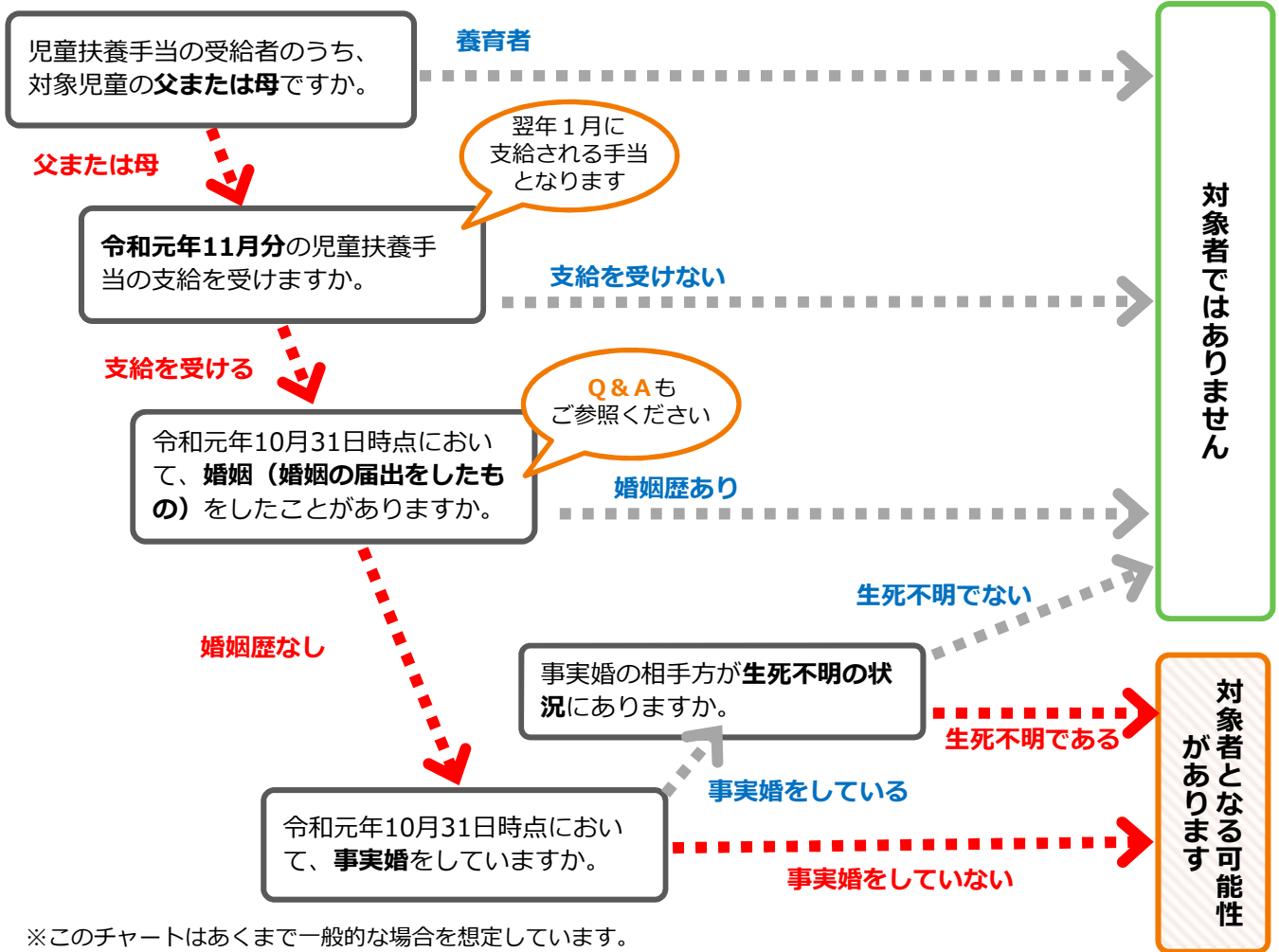
給付金の対象者と思われる方には、後日申請書を送付します。

#### ● 給付金・申請に関するお問い合わせ

品川区役所 子ども家庭支援課 手当・医療助成係

電話：03-5742-9174

# 対象者診断チャート



※このチャートはあくまで一般的な場合を想定しています。

## Q&A

**Q** 基準日（令和元年10月31日）の翌日以後に婚姻等した場合はどうなりますか。

**A** 基準日（令和元年10月31日）において給付金の支給要件に該当している場合は、基準日（令和元年10月31日）の翌日以後に婚姻等したことにより、児童扶養手当の資格を喪失した場合であっても、給付金の対象となります。

**Q** 基準日（令和元年10月31日）の翌日以後に他の自治体に転出（引っ越し）した場合の申請先はどうなりますか。

**A** 基準日（令和元年10月31日）の翌日以後に他の自治体に転出（引っ越し）した場合であっても、令和元年11月分の児童扶養手当を支給する自治体（基本的には、転出（引っ越し）前の自治体）が申請先となります。

**Q** 現在、未婚で出産した子を育てていますが、過去に婚姻（法律婚）をしたことがあります。この場合、給付金の対象になりますか。

**A** 今回の給付金は、基準日（令和元年10月31日）において、これまでに婚姻（法律婚）をしたことがない方を対象としていますので、過去に婚姻（法律婚）をしたことがある場合は、給付金の対象にはなりません。

## ご注意

- 原則として、**申請期間外の申請**は受け付けられませんのでご注意ください。
- 申請期間などは、**各都道府県・市区町村により異なります**。品川区以外が申請先となる方は、事前にその都道府県・市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。
- 基準日（令和元年10月31日）より前に給付金の申請を行った方で、基準日までの間に児童扶養手当の**資格を喪失**された方や、**他の自治体に転出**された方は、申請取下げの手続きを行ってください。  
※他の自治体に転出される方は、転出先の自治体で再度申請を行っていただく必要があります。